

スクールバスの売払いに係る一般競争入札の実施におけるご質問について、次のとおり回答いたします。

※この質疑回答項目については、適宜、追加していきます。

**【質問1】**

県外登録の名義変更について、どのような手続きをすればよいか？

**【回答1】**

鳥取運輸支局（管轄区域は鳥取県全域）から他の運輸支局・検査登録事務所に使用の本拠地を変更する場合は、ナンバープレートが変更となりますので本来申請時に自動車が必要になります。

しかし、本件において現物の引渡しは、売却代金の支払及び名義変更手続の完了を確認した後とし、名義変更のための車両引渡しは行いません。したがって、鳥取県以外の方が名義変更しようとする場合は、売却代金の納付確認後、譲渡証明書を交付しますので、一時抹消登録と移転登録をして名義を変更していただきます。

名義変更手続完了を確認の上で、車両の引渡しを行いますので、落札者が当該運輸支局・検査登録事務所にて登録をおこなっていただきます。

これは、米子市名義のまま落札者運転による事故を未然に防止するための措置ですのでご了承ください。

**【質問2】**

ミッションは、オートマチックなのか？マニュアルなのか？

**【回答2】**

マニュアルです。

**【質問3】**

外装の「米子市」の表記は、塗装なのか？シールなのか？

**【回答3】**

シールです。

**【質問4】**

不具合等はあるか？

**【回答4】**

平成27年9月7日に実施した定期点検において、車両の不具合はありませんでした。

**【質問5】**

車高の高さはどのくらいか？

**【回答5】**

車高の高さは、246cmです。ちなみに、幅202cm、長さ699cmです。

**【質問6】**

現在、米子市の入札参加資格有資格者として、登録している場合は、入札参加申込時の提出書類について、省略できるものはないか？

**【回答6】**

現在、米子市の入札参加資格有資格者として、登録されている場合は、「役員等調書兼照会承諾書」の提出は省略できます。ただし、役員等の変更があった場合において、米子市へ入札参加資格登録事項の変更の手続きをされている方に限ります。